

公益財団法人進藤記念財団

2023 年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

進藤記念財団（以下「当財団」という）は、大阪府内においてひとり親家庭の環境にある生徒で経済的理由によって修学が困難な者のうち、品行方正かつ成績優秀な者に対し必要な支援を行い、もって地域社会の発展と社会福祉の向上に貢献することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

当財団の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者としてします。

- (1) 母子家庭・父子家庭（ひとり親家庭）
- (2) 新学期に中学校または高等学校に入学する者
- (3) 校長先生の推薦を受けた者
- (4) 学業成績が優秀な者
- (5) 保護者が以下のいずれかに該当するもの
 1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 2. 前年の合計所得金額が 135 万円以下（給与所得者の場合、年収 2,043,999 円以下）である方

※ 他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとしてします。

4. 採用人数

| | |
|----------|--------|
| 中学校新入学生 | 計 6 名 |
| 高等学校新入学生 | 計 6 名 |
| 合計 | 計 12 名 |

5. 奨学金の額と給付の方法

- (1) 給付金額・・・月額 2 万円
- (2) 給付の期間・・・3 年間
中学校新入学生は、中学 1 年生から中学 3 年生まで
高等学校新入学生は高校 1 年生から高校 3 年生まで
- (3) 給付の方法・・・奨学金は、4 カ月ごとに年 3 回（4 月、8 月、12 月）
交付するものとしてします。
（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

6. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (2) 退学したとき
- (3) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき
- (6) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手 続

- (1) 必要書類
 - ① 願書
 - ② 校長先生の推薦書
 - ③ 成績証明書
 - ④ 保護者（同一生計の母または父）の所得を証明する書類
 - ⑤ 個人情報等の取り扱いに関する同意書
- (2) 提出方法
応募者本人から財団宛（下記「提出先」）に郵送して下さい。
なお、提出書類は返却いたしませんので、必要な方はコピーをおとりください。
- (3) 提出期限
2023年7月末日（財団必着）
- (4) 提出先（連絡先）
〒532-0003
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号 新大阪阪急ビル
公益財団法人進藤記念財団 事務局

8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、当財団の選考委員会の選考を経て代表理事が行い、その結果を本人に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務

奨学生は、当財団が奨学生交流会を開催した場合には、可能な限り出席しなければなりません。また、進学後の在籍証明書等、一定の書類の提出が義務付けられています。

10. 個人情報の取り扱いについて

当財団は、応募者等の個人情報を、奨学生の選考とその結果通知、奨学金等の支給及びその他事務連絡等、奨学金事業に関連した業務において必要な範囲に限定して取り扱います。なお、不採用者の提出書類等、利用目的に照らし合わせて不要となった個人情報は、一定期間保管した後、破棄します。

以上